平成２４年（再イ）第２６号
兵庫県西宮市小松町２丁目５番16号
再生債務者　岡原　美紀(開始決定時の姓須澤)
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月20日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第１８９号
福岡県大野城市東大利４丁目２番１―903号
再生債務者　島田　智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第３号
福岡市東区箱崎６丁目12番21―106号
再生債務者　藤木　正文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第５号
秋田市下新城中野字街道端西241番地433
再生債務者　金　　克彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第５５号
埼玉県川口市領家４丁目８番６―304号　アルファスクエア川口グランデ
再生債務者　前田富貴子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５９号
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台１丁目８番５号
再生債務者　小林　誠一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３８号
静岡県富士宮市山宮2260番地の１　レオパレスプラム109号室
再生債務者　髙野　知明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２４年（再イ）第６１号
名古屋市天白区植田１丁目1003番地
再生債務者　加藤　峰教
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１４号
三重県松阪市嬉野野田町30番地24
再生債務者　佐野　正幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日　　津地方裁判所再生係

平成２４年（再イ）第１５号
三重県松阪市嬉野野田町30番地24
再生債務者　佐野　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日　　津地方裁判所再生係

平成２４年（再イ）第４３号
神戸市中央区日暮通１―２―１　ＭＦハイツ春日野303号
再生債務者　岡本　勝之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１１７号
札幌市北区屯田８条12丁目８番14号
再生債務者　源　　綾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２号
山形県酒田市緑ケ丘１丁目７番地の12
再生債務者　塚形　八弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（再イ）第６号
千葉県君津市中島860番地
再生債務者　竹内　晴美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再イ）第１号
山梨県甲府市朝気３丁目７番10号
再生債務者　村松　政哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（再イ）第２号
愛媛県伊予市森甲247番地２
再生債務者　井原　浩薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日　　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１５号
横浜市緑区鴨居１丁目10番１―102号
再生債務者　竹山　貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年７月23日
横浜地方裁判所第３民事部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 33 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成24年７月18日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 24 年８月３日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Ｄ1221号
2、名称　合名会社神戸製衡所
3、住所　愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目13番13号
4、特定計量器の種類　非自動はかり